平成２７年（フ）第２３４号
横浜市西区浅間町２丁目102番地９　ハイツ西口田中ビル202号
債務者　小栗　朝香
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５７号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅11街区２棟510号
債務者　齋藤　吉也（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４１６号
東京都新宿区四谷４丁目19　米倉ビル３階
債務者　米倉　利行
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４１７号
埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵1327―９
債務者　福地　妙子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６号
沖縄県沖縄市泡瀬５丁目28番４号
債務者　金城　　堤
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２７号
福岡市西区拾六町４丁目17番10号
破産者　株式会社西日本エステート
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７８号
新潟県三条市大沢500番地
破産者　藤田　和彦
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１号
新潟県燕市仲町５番42号
破産者　川崎　春彦
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第１３０号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7149番地
破産者　有限会社第一多喜本
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５７号
福岡県宗像市日の里２丁目11番８号
破産者　株式会社北崎産業
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２１４号
栃木県那須塩原市阿波町117番地932
破産者　松本　宗章
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８９号
栃木県真岡市勝瓜252番地１
破産者　有限会社京藤
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５５１号
栃木県矢板市東町1236番地８　ハイタウン山口Ｂ―205
破産者　小野　正男
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４１号
埼玉県三郷市早稲田８丁目25番10号
破産者　有限会社イーストポート
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２１６号
愛知県豊橋市萱町８番地401
破産者　有限会社プリプリ
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２５号
三重県津市分部2065番地１、破産手続開始決定時の住所三重県津市緑が丘２丁目19番地４
破産者　谷中　信明
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４２８号
兵庫県神崎郡神河町柏尾字西村出口471番地の２
破産者　岡本工業株式会社
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０３号
青森県黒石市北美町１丁目31番地２、前住所神奈川県横浜市南区榎町１丁目４番地３　ハイムハヤシ202号
破産者　高橋　尚仁
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４０号
福島県郡山市富久山町久保田字大原74番地の27
破産者　鶴巻　秀一
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
千葉県匝瑳市八日市場ハの1100番地
破産者　幸信製罐株式会社
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係